

公共施設ポケットWi-Fi利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、公共施設において貸し出す公共施設ポケットWi-Fiの市民等の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 利用者が公共施設ポケットWi-Fiを安心・安全に利用することを目的とする。

(定義)

第3条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ポケットWi-Fi

持ち運び可能で、無線でインターネット接続ができる通信機器のことをいう。

(2) 公共施設ポケットWi-Fi

公共施設へ配置されたポケットWi-Fi（充電アダプター及びケースを含む）のことをいう。

(3) 配置先管理者

公共施設ポケットWi-Fiが配置された公共施設において、その運用及び管理を行うものをいう。

(4) 利用者

配置先管理者より公共施設ポケットWi-Fiを借り受け、これを利用するものをいう。

(対象者)

第4条 利用者を対象とする。

(サービスの内容)

第5条 利用者は、公共施設ポケットWi-Fiの利用により、インターネットへの接続をすることができる。

(サービスの利用)

第6条 公共施設ポケットWi-Fiに接続する端末等は、利用者の責任と負担において、利用者が用意するものとする。

2 公共施設ポケットWi-Fiの利用料金は、無料とする。

3 公共施設ポケットWi-Fiを利用するための端末等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

4 公共施設ポケットWi-Fiへ接続する端末等のセキュリティ対策は、利用

者が行うものとする。

- 5 公共施設ポケットW i - F i の貸出にあたり、利用者は、氏名、団体名、連絡先及び利用用途を、配置先管理者に伝えることとする。なお、利用者が未成年者の場合は、保護者の氏名や連絡先等の情報も伝えることとする。
- 6 公共施設ポケットW i - F i の返却にあたり、利用者は、付属品等がすべて揃っているか確認してから返却することとする。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共施設ポケットW i - F i の設定変更を行わないこと。
- (2) 無線接続に用いる I D 及びパスワードは、利用者以外に知られないように管理すること。
- (3) 原則、配置先の公共施設内で利用すること。
- (4) 利用する際は、常に携帯する等盗難防止に努めること。
- (5) 又貸しは行わないこと。
- (6) 故障・破損・紛失した場合は、配置先管理者へ速やかに報告すること。
- (7) 原則、1日を超えて借用しないこと。

(禁止行為)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者または当市に不利益もしくは損害を与える行為、または与えるおそれがある行為
- (2) 誹謗中傷する行為
- (3) 公序良俗に反する行為（猥褻、売春、暴力、残虐、虐待等）、またはそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (4) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結び付く行為、もしくはそれらのおそれがある行為
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為
- (6) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (8) 不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、またはそのおそれがある電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為
- (9) 第三者に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) 本サービスの利用による不正アクセス、または改ざん、消去などの不法行

為

- (12) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、または本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
 - (13) 公共施設ポケットW i - F i を利用して、本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える行為、またはそのおそれがある行為
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為または当市が不適切であると判断した行為
- 2 前各号に該当する利用者の行為によって当市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、すべての法的責任を負うものとし、当市は一切の責任を負わないものとする。

(動作保証・事前確認)

第9条 公共施設ポケットW i - F i について、あらゆる環境での動作を保証するものではないため、利用者は、必要に応じて電波状況等の事前確認を行うこととする。

(免責)

- 第10条 当市は、本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害について一切の保証を行わないものとする。
- 2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
 - 3 通信機器の種類、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェア、W e b ブラウザ等によって、本サービスを利用できない場合があっても、当市は一切責任を負わないものとする。
 - 4 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当市は一切の責任を負わないものとする。
 - 5 当市は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更できるものとする。

(利用者情報の記録及び利用)

第11条 当市は、取得した情報を、公共施設ポケットW i - F i の利用状況調査や内容の充実、障害解析、行政機関等からの調査・捜査に関する協力要請対応等に利用できるものとする。また、箇所ごとの利用者数、利用時間帯等に関する情報は、個人を特定できない情報に処理し、第三者の利用に供することができるものとする。

(サービスの中止・中断)

- 第12条 当市は、事前の通知なく、本サービスを中止または中断できるものとする。
- 2 当市は本サービスの中止または中断により、利用者または第三者が被ったい

かなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。

(配置先)

第13条 当市は、利用者の承諾を得ることなく、配置先を変更することができる。

(本規約の変更)

第14条 当市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更できるものとする。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、情報システム課長が別に定める。

附則

この規約は、令和3年2月22日から施行する。